

記入例

小学生

中学生

学校保健安全法施行規則第八条2～4項
 *進学した場合は、進学先の校長に送付しなければならない。
 *転学の場合は、転学先の校長に送付しなければならない。
【保存期間】
 *五年間保存しなければならない。ただし、進学により送付を受けた健康診断票については、当該健康診断票に係る児童又は生徒が進学前の学校を卒業した日から五年間とする。

区分	1	2	3	4	5	6	1	2	3
学年									
学級	2	3	*学級・番号は要録に準ずる。						
番号	5	7							

児童生徒健康診断票（一般）

小・中学校用

氏名	宮城 太郎		*要録に準ずる		性別	男	女	生年月日	平成 21 年 12 月 24 日		
学校名称	宮城県〇〇市立△△小学校				*転入の場合、送付されてきた健康診断票に学校名を記入し（ゴム印可）、使用する。						
年齢	6 歳	7 歳	*定期健康診断が行われる学年の始まる前日に達する年齢を記入する。								
年度	28年度	29年度	*該当の年度（数字）を記入する。								
身長 (cm)	116.4	119.2	*小数第1位までを記入する。								
体重 (kg)	20.7	27.9	*小数第1位までを記入する。								
栄養状態	要留意		*栄養不良、肥満傾向で特に注意を要すると認められた者を[要留意]と記入する。								
脊柱・胸郭・四肢	脊柱側弯	ペルテス病	*専門医（整形外科）受診結果による病名または異常名を記入する。（例：脊柱側弯症、腰椎分離、野球肘、歩行異常、ペルテス病、大腿骨頭すべり症、発育性股関節形成不全、オスグッド病等）								
視力	右	A ()	C (A)	*裸眼視力は () 内の左側に、矯正視力は () 内に記入する。視力の検査結果が 1.0 以上のときは「A」、1.0 未満 0.7 以上のときは「B」、0.7 未満 0.3 以上のときは「C」、0.3 未満であるときは「D」と記入してよい。							
	左	B ()	D (B)								
眼の疾病及び異常	結膜炎		*病名または異常名を記入する。 （例：結膜炎、アレルギー性結膜炎、眼瞼炎、内反症、麦粒腫、霰粒腫、眼位の異常等）								
聴力	右	○	35db	*1,000Hz において 30db または 4,000Hz において 25db（聴力レベル表示による）を聴取できない者については、○印を記入する。なお、上記の者について、更に聴力レベルを検査したときは、併せてその聴力レベルを記入する。 *平均聴力レベル = ([500Hz の閾値 A db] + 2[1,000Hz の閾値 B db] + [2,000Hz の閾値 C db]) / 4 （マニュアル P37 参照）							
	左										
耳鼻咽喉頭疾患	浸出性中耳炎		*病名または異常名を記入する。（例：耳垢栓塞、浸出性中耳炎、慢性中耳炎、難聴の疑い、アレルギー性鼻炎、鼻中隔湾曲症、副鼻腔炎、慢性鼻炎、アデノイドの疑い、扁桃肥大、扁桃炎、音声異常、言語異常等）								
皮膚疾患	アトピー性皮膚炎		*病名または異常名を記入する。（例：アトピー性皮膚炎、尋常性ざ瘡、伝染性軟属腫、接触性皮膚炎、母斑・母斑症等）								
結核	疾病及び異常			*病名または異常名を記入する。（例：結核、結核の疑い等）							
	指導区分	D3	D3	*裏面別表参照							
心臓	臨床医学的検査（心電図等）	頻拍性不整脈		*心電図・心音図検査の結果を記入する。（対象学年以外は空欄）							
	疾病及び異常	WPW 症候群		*病名または異常名を記入する。（例：心筋症、QT 延長症候群、感染症心内膜炎等） *経過観察等の場合、その旨を備考欄に記入する。							
尿	第一次	蛋白質	+ ± ○	+ ⊕ -	*検査結果を○で囲む。						
		糖	+ ± ○	+ ± ○							
	潜血		+ ± ○	⊕ ± -	*蛋白質第二次、糖第二次検査を受けた者は、その結果を記入する。						
	その他の検査			蛋白二次(-)	*潜血は、二次検査で異常があった者のみ記入する。						
その他の疾病及び異常	食物アレルギー		*病名または異常名を記入する。								
学校医	所見	印	印	*学校においてとるべき事後措置に関連して学校医が必要と認める所見を記入押印する。							
	月日	6・26	6・30	*押印した月日を記入する。							
事後措置	治療勧告	食事・運動指導		*学校においてとるべき事後措置を具体的に記入する。							
備考	アレルギー管理表あり WPW 症候群 経過観察		*健康診断に関し必要のある事項を記入する。								

【結核の指導区分】

区分		内容
生活規 正の面	A(要休業)	授業を休む必要のあるもの
	B(要軽業)	授業に制限を加える必要のあるもの
	C(要注意)	授業をほぼ平常に行つてよいもの
	D(健康)	全く平常の生活でよいもの
医療の 面	1(要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの
	2(要観察)	医師による直接の医療行為を必要としないが、定期的に医師の観察指導を必要とするもの
	3(健康)	医師による直接、間接の医療行為を全く必要としないもの

【事後措置】

学校保健安全法施行規則

第九条 学校においては、[法第十三条第一項](#) の健康診断を行つたときは、二十一日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者([学校教育法](#) (昭和二十二年法律第二十六号) [第十六条](#) に規定する保護者をいう。)に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、[法第十四条](#) の措置をとらなければならない。

- 一 疾病の予防処置を行うこと。
- 二 必要な医療を受けるよう指示すること。
- 三 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
- 四 療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること。
- 五 特別支援学級への編入について指導及び助言を行うこと。
- 六 学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。
- 七 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。
- 八 机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編制の適正を図ること。
- 九 その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。

2 前項の場合において、結核の有無の検査の結果に基づく措置については、当該健康診断に当たつた学校医その他の医師が別表第一に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせることで決定する指導区分に基づいて、とるものとする。

学校保健安全法（昭和三十三年四月十日法律第五十六号） 「第十四条」

第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。